

静岡県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月1日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 渡 瀬 典 幸
静岡県監査委員 大 石 哲 司

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海財務事務所	令和3年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託の不適切な契約事務及び履行確認</p> <p>3 内 容 熱海財務事務所は、平成28年度から令和3年度に実施した消防用設備等点検業務委託において、6年間にわたり誤った数量の仕様書により契約していた。</p> <p>また、履行確認を行わず、支払を行った。この際、実際に正しい数量で点検された「点検結果報告書」が提出されたが、仕様書の誤りに気付かなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成28年度から令和3年度にわたり、消防設備の数量変更があったにもかかわらず、契約時に実際の点検数量を十分確認せずに、仕様書を作成していたこと、また、履行確認時に、仕様書と点検結果報告書の点検数量の照合を十分に行わなかったことが原因です。</p> <p>誤り判明後、直ちに点検数量の再確認を実施し、正しい点検数量で変更契約を締結しました。</p> <p>今後は、再発防止策として、次の3点を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 仕様書に定める点検数量と点検結果報告書の数量を毎回照合する。2 消防設備等の数量変更の都度、速やかに仕様書に反映する。3 担当者異動の際には消防設備の変更を正確に引き継ぐ。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
畜産技術研究所	令和3年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生乳の誤廃棄</p> <p>3 内 容 畜産技術研究所は、乳牛の搾乳作業において、職員が作業手順の確認を怠ったまま、集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続せずに搾乳を行ったため、搾乳した生乳約700kgを貯乳せずに廃棄していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、職員が集乳用のパイプラインを殺菌処理した後、貯乳タンクに接続することを忘れたまま搾乳作業を行ったことにより、搾乳した生乳が貯乳されず廃棄した事案であります。</p> <p>このため、事案発生後、直ちに、パイプライン切替作業の確認チェック板を操作盤に新たに設置し、搾乳に従事する職員に対して、実際の切替作業を行う前に、必ず確認チェック板上で、職員自身が行う作業の確認を行うよう、徹底しました。</p> <p>また、貯乳タンクにパイプラインが正しく接続されていない場合には、操作盤の搾乳スイッチが入らず、搾乳作業ができないようにする設備改修工事を、令和4年1月に実施しました。</p> <p>今後は、全職員に対し、コンプライアンス意識の再確認と各々の作業の実施について、注意喚起を行い、適正な業務の執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡県道路公社	令和3年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 静岡県道路公社は、令和2年度に実施した高架下駐車場施設撤去設置工事において、担当者が、出来形不足にもかかわらず、変更設計書などの契約図書等を改ざんし契約額のまま支払を行ったため、支出が33,000円過大となった。 また、上司及び担当者は、監査に際し、契約図書等の改ざんを行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>工事完成時の出来形数量の確認が不十分であり、担当者は、工事検査終了後（令和3年3月25日）に、工事受注者から車両用防護柵の出来形数量が1基足りないとの報告を受けた際、金額が33,000円と少額であったことから、数量と単価を修正してしまいました。同年8月に、予備監査の対象となったことから、監査資料を調える過程で、変更設計書などの契約図書等を新たに作成し、差替えました。</p> <p>また、所属課長においても、金額が少額であったことから、変更設計書などの契約図書等の修正をやむを得ないと判断し、追認してしまいました。</p> <p>2 改善措置</p> <p>(1) 静岡県道路公社工事請負契約約款に基づき、過払い金の33,000円について、令和3年11月1日に工事受注者に請求書を送付し、11月4日に返還を確認しました。</p> <p>(2) 職員の意識改善を図るためコンプライアンス周知に係る文書を10月4日に発出するとともに、10月25日に職員に対しコンプライアンス研修を実施し、職員の綱紀粛正の徹底を行いました。</p> <p>(3) 9月29日に、契約書類と工事や業務委託の監督業務書類の保管場所を分け、不正が起りにくい環境としました。</p> <p>(4) 10月1日に、総務部長と総務課長から見える場所で公印を使用するよう押印場所を変更し、公印の使用環境を厳格にしました。</p> <p>3 今後の再発防止対策</p> <p>(1) 今後の工事については、工事検査前までに総括監督員が出来形数量を確認し、出来形数量表を完成届に添付することにより、出来形数量を複数の人で確認することとしました。</p> <p>(2) 毎年、職員にコンプライアンス研修を実施し、職員の綱紀粛正の徹底を行い、二度とこのような事態が発生しないよう努めます。</p>	

